



仕事中のケガ、仕事が原因でおきた病気、仕事の行き帰りの事故は、労災保険（労働者災害補償保険法）で治療をうけるのが原則で、中建国保では、保険給付をしないことになっています。したがって、組合員はすべて労災保険に加入していただくことになっています。もし仕事中にケガなどをした場合は、中建国保の保険証は使用せず、お医者さんの窓口で「仕事中のケガです」とはっきりいってから労災保険から給付をうける手続きをしましょう。（そのお医者さんで手続きをうけることができないときは、かならず組合事務所に連絡しましょう。組合で労災保険の加入者であると証明すれば、手続きは治療後でも認められます）

労災保険から給付をうけずに中建国保の保険証を使用したときは、その医療費は返していただくことになりますので注意しましょう。